

第42号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条第1項中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

第19条の8第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第1中「中学校及び小学校教育職給料表」を「中学校・小学校等教育職給料表」に改める。

別表第2中「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別基準職務表」に改め、同表各号中「又は小学校」を「、小学校又は義務教育学校」に改める。

(市町村立学校職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の旅費に関する条例(昭和27年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する

条例（昭和47年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員定数条例の一部改正）

第5条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第6条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和31年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第7条 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和31年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正）

第8条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第14中「中学校及び小学校教育職給料表級別基準職務表」を「中学校・小学校等教育職給料表級別基準職務表」に改める。